内閣文庫
請求番号 和 171-87
冊数 31（19）
函番号 204 20

内閣文庫
和書
一六八
一冊
三架
三〇四函

国立公文書館
National Archives of Japan

相模の国れ住人和田れ吉守は。門九十三騎を
引ぐし。山下宿河原ぢ出れ宿所ぢらり。
和目三日れさりりぢ。
ぢ。ぢ。ぢ。

なそ、こうく成らゝ〇ハ志ゝ〇にが用にれいそ武別か
ちゝぶ相別不吉守なとゝうゝしてゝざりり
とやゝもゝしゝめゝさにゝとゝそゝあゝ敵をゝとゝゝ
今相をとゝうゝしゝまゝいゝうゝせゝんゝそゝりゝんゝにそゝある
へきにゝわゝとゝにゝめゝすゝかゝいゝそゝあゝねゝとゝゝかゝうゝよゝれ
とのゝうゝゝ山下ゝうゝらゝをゝそゝそゝとゝゝあゝさゝいゝるゝとゝぞゝ
いゝうゝゝまゝりゝるゝもゝゝゝすゝるゝにゝあゝかゝりゝなゝんゝとゝたゝり
ゝゝしゝどゝこゝゝゝの居ゝゝゝゝしゝゝゝゝひゝとゝねゝとゝこゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
たゝらゝんゝてゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

あるじとやたりとをとりかはすもうしどもハ
こゝにあつまりたるごふのものどもとをも
とこゝあつまりたるこのうへとゝ
とゝめもとゝとゝぱかりりりぎ見物をも
のたゝにとゝ〇いりよとゝきこゝもきこゝ
むしと和行者とゝゝとゝ和行者に
使てきにへしそとたゝくゆたにゝふし
うつはうとゝるのすてゝゝるはゝ和を
おしなゝ考れ面ふたゝの和しものゝ時

なゝ也ゝすにたんをとゝむゝ雪山れ
降らだんるはゝになりしに諸ゝをあハ
まゝたまゝゆきのゝに行よゝをゝれ
ととりたゝまゆふあゝりゝ面れ和ゝを
ゝてゝるときくゝにきよとゝ考ハ人の
たゝとゝしゝあいゝ〇和ゝるとゝふゝいまゝを
ぎりゝ秋のゝてゝゝりとゝ金のゝ面をゝりゝ
ゝてゝるゝゝにゝるゝとゝゝくゝゝに人のゝれ
たいゝいよゝとゝりゝた〇ゝとゝたゝにゝりゝる。

梵天より已降をおかしたる大海のそこなる針の
こゝとゝりとそりとりとけうこゝてまてけうり
ご百七十余百八脇四にやとりぶれあるいはゝ海と
ゝ九品の浄土へ参るなり だまく八よむれ
りう去時のくゝ　こゝいなうるこのふと
たゝきぜんりうこゝ九去年（ぼん）ぶふりたい
こゝぜんりうとこそせつれをのゝふとゝ海と
こゝのたこくゝりだ文三休のるつの書ハ
書ハかたハ書てゝ九品ぶとぞのこゝ也凡

素ゝ法ぶこゝちゝぶこゝかとに人乃ゝのゝ三歳ゝ四ゝと
者たゝゝゝこゝを九まいゝそゝるへきをがこけ
こゝゝ三ゝくこゝ八ぶゝんとくゝゝゝこゝゝゝ
ゝゝゝゝんをたゝぶこゝゝゝゝゝゝ九一
百八十石ゝ三ゝゝこゝゝゝゝゝゝ法ゝく時ゝこゝ
こゝゝゝ父乃ゝゝんぶこゝゝゝゝゝゝゝ海乃ゝんがこして
ゝゝゝゝゝゝゝ

つくしの人あそやかとゝ唯と出てゝ和田の前
ゆゝ敵捕てゝ三浦へ加てゝ敵ゝ捕てあの
すゝ毛の馬ゝゝみゝゝ池神ゝ一ゝ相撲ゝ方ゝ我ゝ
もまてゝよゝたゝくゝかゝしゝをゝ
ゝたゝのゝたゝまゝしゝてゝ長者
ゝ者ゝゝゝ

親の五十歳ばかりの八月盛りなるに
二月歳、若くして居たるものなるに、二十歳二十歳を
ぶらぶらと、やうやうあるべきものなのに、今日、今
明日、死をまちうけんまでぶらぶらと、乱れ
暮らす
どうぞとうとうと、神仏をおがみ
まいらせ、不孝をつくしたるとも、慶長へ、ぶたれ、池上、
かくれを利。祐氏、ゆゑ、しるべ、なの意
やかをもつゆゑ、城庭へ、こゝ、なるは、
乃うこゝろかゝ、下と思ひいれとうこゝ、慶と乃言
葉かけうこゝは、高ゆえん、海うはこゝはうけ、おを
ゆゑ、作、賞みたこゝは、親乃不孝と、
私こゝ、するわけ、せん、ゆゑ、城ぐこゝ
ゆゑ、汚こゝ、城、屋敷、地神と、釋尊、同けたまひ、
ゆゑ、こ、異いうことを、方、同行一、城神、者、乃
よ、ざるこゝ、ゆゑ、こゝ、助、こゝ、ゆゑ、
形、輕く、作う、賞みたこゝ、祐、わ、新乃ふ、孝、城、
乃こゝうかゝ、ゆゑ、ゆゑ、通こゝ、時、池、わ、
こゝ、化、ゆゑ、ゆゑ、不、草こゝ、作、ゆゑ、川、を、わこゝ、いせこ。

をこ流うゆくゝ川も高うなりをあつし。北陸うらみみ
ぜんかけし波あるうらわだいやくゝと立輝をを
何所陸ゆこ無し。諸行こちをこぼしてうばらた
ぬ人ゝ障とかゝそのの巻をたいしゝんみとあ後者
ゝ波乱無天王二者高帝釋二者魔王三者梵輪聖王
四者佛ゝとゝ行ぬゝのさりわあり。亦二法とゆゝ。
いとけるき所ゝ以ゝ四の家ゝといへ波りゝ。○はんみそゝ者ゝ
ぬうさゝあし成所ゝ以ゝ家ゝ屋をりゝ法ん書よそゝ
ゝ者ゝぬうゝし者ゝ法ゝ者ゝ法ゝ

いへ波りゝ○そゝよりゝ高ゝ山ゝ高ゝ者ゝ高ゝ法ゝ
と行ゝとわ。三界にゝさゝ如ゝ
山ゝ行ゝ法ゝ如ゝと変ゝ法ゝ此理ゝ
国ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ和田ゝ
者ゝ敵ゝ者ゝ二諦ゝ不ゝ福ゝ者ゝ
候ゝゝ祐風い曽我ゝ者ゝ面ゝ
ゝゝ行ゝ法ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
ゝ行ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
ゝ者ゝ者ゝ者ゝ

年をとり七歳海道二番のゆふ高たとなげうつこを苦盛
乃ぶ[illegible]ハ[illegible]をかをう[illegible]ハ[illegible]ことゝわとこを国をる。虎[illegible]
前出て和田義と拾成とさ[illegible]かつきこの[illegible]ふたいのあいだ[illegible]苦身
[illegible]ていの[illegible]とこ在のさ[illegible]つきみ四[illegible]みゆる[illegible]
書のナラ[illegible]内ゆ[illegible]ふいたこいて酒宴と[illegible]
[illegible]前ゆ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]拾成[illegible]
[illegible]成[illegible]ハ[illegible]ふ[illegible]ハ[illegible]ふ[illegible]
思る。成の[illegible]見間おけ[illegible]馬場[illegible]
反[illegible]

だこうるあ[illegible]さ[illegible]ゆ[illegible]前[illegible]
[illegible]ふ[illegible]拾成[illegible]
ゆくさこい吉身をりゆ[illegible]
[illegible]ふ[illegible]
に和田の右左こ[illegible]
[illegible]和田[illegible]
和田とい[illegible]ふ[illegible]拾成[illegible]
[illegible]和田[illegible]
[illegible]ふ[illegible]

を高ち沈溺せんとす。如何ぞ
こを乃前ゝ玉之帝とゝこの
打ちたゝきへ拓たゝへ
あるゝゝ乃西の作、成。和田へ
成へ。せよ作らゝ。
和田みゝ作るは
みあるゝ。どゝせんゝゝ
如ゝ。だゝ。
作しをゝたゝを

にゝゝへて。ニナ。ニ
ゝ見みいゝゝ
ゝゝ帝天帝
ゝゝ有。一の
ゝ。ゝ次乃
責めゝ。ゝ
ゝ。ゝ
乃ゝゝ拓にゝ
捨て。我。たゝを

ぞうもんの一とぞうきこの石はみるからに百姓やげん
人をふわすると我く大ぜをずるわ出んとそうりんす。御門
このうを敬聞すしてぞうもくしの前相つおうすることいとへ
ごうもしのうみひなのずこの好く成いえおうもうのうみ有。
何方のうみとしおもつたと思ひ天寶十二年七月十四日。
紫宸殿ぞうもこ二人乃石あさ作てぞうもの盤に白石ごく
石ものすすめ、さうの作のさいをぞうものとうに
いれぞうやくこ第一位の陽貴妃賞ぬかけてうしをおうそい

たまへ拒ぜこせんあ形石を国一石れしぐうこいし
のうこぞうこいうんとしぞうこいのあをあ出ぞうこうあ乃
陽貴い陽貴妃ぞ次ぞうこさこぞ位乃石貴ぬ成てぞうと
成乃作ぞ楊貴妃こいうあてうさんをこ作うぞうこ
ぞこいあにぞうこうをこ作ぞあのいくうく拒てう
ぞんあぞうしあぞうこうぞうすすぞうこのうら
てこのさい奥ぞうこ作ぞあわれくぞうに成てぞ出ぞわ
陽貴妃のこれうこうてうぞうこうぞうこ乃
こハぞうこうてうしをわてあわ門門贔覧坐奥ぞ

乃ち此ぢんちい半乃角、成る人乃四をちゑ知てぢ
ちゑゆゑ、ぢ、ぢ、ぢ

ちゝ[父]ぶ[武]いわゝ[岩]なさけ[情]しとよ和田殿の父あるゝ人ゝ色
ゝ[人]ゝ[人]ゝ[人]

一ちうんてゝ中臣ゝ中しゝ御ゝ御ゝ家人へとゝいふゝ成
とりてのゝちゝうしゝぞゝこゝ時の面目ゝ御ゝ御ゝ家ゝ人の
ゝ者ゝ日来ゝ男ゝ二人の者ゝ立ゝ出ゝて又ゝ住ゝ愛ゝ人ゝ
ゝ女ゝ一つゝ出ゝ来ゝ御ゝ者ゝ所ゝ者ゝ寺ゝ者ゝ
ゝ人ゝにゝ成ゝて ゝ成ゝ成ゝ
ゝ者ゝ
ゝて ゝ師ゝ
ゝ
ゝ

をこすに計りなしつゝけ。彼の下りかゝりて板ぶき時うて
行たゝ。いと。彼成れの中とも。深淵に臨て高水に踏る
てくるゝ。頼岡彼成のみなり。ほこ人やかの
ゝ所宗がはり。彼成せいぬん。ゝ。彼成。宿
かれとゝ。いとく成人の宿かゝ。人ゝ。貧
ゝ者の宿かゝ。ゝ。ゝ。人のゝ。馬
宗人合がとゝかゝ。彼成ゝ。ゝ。祝の祝
ゝ。所ゝ。ゝ。ゝ。

金兵衛成まさるをもたらさせ給ひ
めつ文七郎ぶ十二ヶ条の法の巻物は完し
なのといへども酒をたしなまぬ者は何のもの作り
ず月三ヶ日の間のもの、絵つくりぬ絵ばかり二度の
ひまをもつくりかのものくちうめだ板ゆきうり
即ち彩色よくと二三度あるべきせたるものを
はらかたとおもうをおもうわをえるに人も形
ぶ器物をとかしたるとちつけばかりの物のとと八
青ちわし大阪ものとぞ八百屋とも物の絵師藤

狩衣の二騎ならべ馬のあるは
ぶらあるを矢をもて一筋射てぶらぶらんとたれ
ばさらさらと彩色彩のかたちぶらぶらあるは
すきの上下しきりんお花合兵衛成乃新兵衛
蹴鞠ものをもてあそぶ
もんしらるからもの
敷ちわたるざるわらはより
でこをつめんてい三ぶりのみさいをきるが
とりも仇蔵狩衣相撲ものあるーはぶ巻

ろ[illegible]ともとて えこせたるあるきぶ[illegible]
わ[illegible]のかめきとらう[illegible]うのあるとしごさんうを
さいうわ[illegible]ぶ[illegible]ぶ[illegible]ぶ[illegible]ぶ[illegible]ぶ[illegible]ぶ[illegible]ぶ[illegible]ぶ[illegible]
あ[illegible]のぶ[illegible]ぶ[illegible]ぶ[illegible]ぶ[illegible]ぶ[illegible]ぶ[illegible]ぶ[illegible]

ものなりあるとみもあるの富ものつくり門外を
こけ御ばくらおを馬ふいそもあるべ所門わ
いんもべくそまきりたを方ざーまし御すな
とおもしこ家ものあるべ家ものあ下ものあ人行連さ
ぶこの屋敷に何ものあるべ家ものあるとを問け御はは
下かけたるりぶんさ家ものあ青ものを稽古
吉守一門ものあ十三駿行よせたまして酒ものあ
らく三度へからもとこ家ものあさ世話さ
ぶつきの口稽ものを嘘しまなりとも。梅ものあ
ぶつ美ものを。和田ものさいるわものあるべるるみるわ
きるるべるこ家ものあ乃ものあ家ものあ
きこ家たまるるべるとものあ家ものあ
おくしてるるものきわ
とものきものるる御ものを見る。
うるるるる日中六十六
ものあ二人ものなりものきわ。答見祐成ものまーまん
や。異人成ものを代ものあ
たるる異ものあるし。ぶるるは家ものさいるる。

祐成なんぞはこれをあつかうのそばめをしてゐく
せいてきてのつくあるものをうやまう角さい
たわつとうこをとりやそ刀の極ないて
ひとつをあれてたちみもわ極いつくかう
うこなくへいこせ行へとしやんろしをいろ
きこひすしけさしすしけ一間へ
てあまとりうを新ちつるこわりつぞんこる
こをおなこをおすのこ此のをたうこなうを
たうとしてを都うう時宗をしけこしない

なみのかもをあこ祐成をとんてかうを
るうはこるうしけ一間このくくうこと
踏破てだ時しかつく和田うかをこたちみ浦
とううなう朝比奈うこ出ないたなうを
こ物を二つをうとうわつものうのつうう
年やたうをこうこをもつ物のおすを牧る
ちやうこうたをしけすうこくぶくをきけう
をこ答こ祐成とうこうちうへうこうをんの
ううとこしすをはうんちりてなうを直なを

しこくそうちやぶやのはたわちへたに王の
ぶいもちかをさきわうわがくてはかりしう
たのうれた若身はうんてやあ朝茶ぶなんち
茶れはたせうあそ似ぬのうるがなと物成をた
くを迎えぬそやたてよとそいからまうう朝
茶のみおなよ相あ行たうて道呪又食うう道
程ちうぶ上ちとわ今日少もう(おぶい)我身は
うへなうへしざうすかみもあうは伝みいみとして
てちをごすへ者。はけみやうんきとのたうえ先を
奥さのうのことくあてぐんう酒をのわは者うの西原。
者うのあは兄うの西寺用の紙すうときいたうあ紙
ぶうをやすのあうはかぶうちうあうんみおう
かりうくさーまをは三横しおあようう沖おう
うわうんとうんすれはへをちやうぬ茶を三
はまのたうもれぶうを海道みちやりしぶてつ
ちうとうあうこれたいはちりさとあけても本
うんてをまはわもうれ隠やあり立てぶわを

ら れ 一 夜 行 ま ゐ 仕 し て 、 ま ま ま

まゝ出ばなをいてゝ酒のみ出ばなをいてゝ
ぬすとありしと云。時宗国てい行んせゝ
ぶこゝ白衣あて作。朝はゝ四ツ四時ばかり
ゝゝそこやみ法ばけゝわゝもるゝた
のゝゝむこ。居言ばすゝもつゝものばけ
ゝゝゝ実ばかの犯をたゝとゝ代実
みこゝ人はすゝいゝと云まゝみゝゝもかゝゝ。
ゝゝゝゝゝのゝさすゝ二三枚。ゝゝ行ゝ。

茶へ思いやとゝけゝたゝちゝゝゝゝゝゝかゝ
すゝ。実ゝゝいゝゝゝゝゝゝゝゝゝ。三浦一門ゝゝ平三郎。
ゝ人判ゝ。富ゝ平家人ゝゝゝゝ小林ゝ朝ゝゝゝ
ゝゝみ。ゝゝゝゝゝゝゝゝゝたゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

に。ぬかしめ式そうをぞうさへたるこゝく
るわゝとゝもゝびゝたいへあかりひゝいめ取う
とゝへゝさかの指みゝくゝたゝ指もゝさう
ちゝかゝ若ゝ松ゝばゝんてゝきゝりんゝゝをゝこう
ばゝにゝちゝかゝもゝちゝハゝわゝゝりゝおゝぢゝぼゝくゝゝ
あゝゝゝ面やゝゝゝこゝゝをゝこゝかゝゝつゝぢゝんゝの左の
みゝゝゝ荒言丹駿ゝゝの大力ゝゝとゝよゝゝれゝゝ
朝比奈祖の小男小ゝやゝくゝと引れてゝゝゝ三い

出ゝ年い指。実ゝゝゝゝゝゝ問ゝゝゝゝゝゝ

三枚の草履、武者の御前にかしこまる。
そこに法師ども、時宗ども、酒のわかせつをもとめいたれ
ども、そをさかなのみて酒のわかせつをもとめし
とおわしとや。吉野寺にまいりてぞ
めぐる内にあるべき。金光明成しけるさま
まいまいまいりまいていて酒のわかせつたた
まいりなとおわしとや。時宗なるぞ。
行てきたりて音もせぬ。さ能力ものの。
中の時宗のうちのみをたたみをはせ。
たいこはきりてそくれなさいぶらんこ成らう
成。ぶらしくなりの法師なの法師。高野さ
おらるるわ。形たのもしうおまはせ。
なのめめる内めあるぶ。おとるるなれ。
なるまのわ。法師成。時宗の
白衣すて。市法あるたまれ。
大長連成きみぶ。大をの成おのるさ

なんぢ出ちわもちゐる所の産
業にはあさましきものとなりぬ
此後ものを見ることなりとの
ものわかを明きかれそこ我らと行はけ
酒もわせんが京はくぶけることなりの
ぢいまを作あ給はこを来たるにを
たてとはあるはだいまわたんを
まもみそをけとこ三枚のさ上み
ゆりかけ作つあかけて真たるぶをはを
をこみもそ若寺門跡にいあ中をの。
作分をせるめてこへのり別當坊
あて学の文一伊豆みてをり命をほ
親みたのこ仏ゆ時宗とるのりたりとう
けたまりまし九系いりをれと
ありかなぶをあるのをまにを力
とをへていたもわ町京をんあ
をも具三ぶをりくぶ仏事

なりは、坂東海道十カ国のうちの伊豆のくにの
住人、源頼朝、平家のきらひたまふ
かくれ給ひしぬしの御ゆかりとて、
とくやうとて、ぬりたてたりしこの
引物を、給はりたまふ。
ぬ日の三浦へ、持て行
へ、さ間いたまひ、
しらせまゐらせんとて、
うけたまわり、吉宗、
いたもとゝかゝれ、

なて、うんぢう和尚、
迎もとんさらもひんこ
ありうんと思ふ。
も有ゝ、
三騎、
よもぎ、
大将、
うんと三ぢ、

ぬ。坂東の住人、
おつけ
そさうと
吉宗、
頼朝
ぬ。
吉宗、
ぬ。
ぬ。
ぬ。
ぬ。
ぬ。
ぬ。
ぬ。
ぬ。

[illegible]ことくにのおとこ
[illegible]て。[illegible]成[illegible]
[illegible]。[illegible]
なてられすたれたたてたてたて

そんをたくさんとりつぎの孔義いぶんを
作らるべくあさましくどもさしたる
門指をもて賜はるべき後之外屋敷四方
ぶらしこ浦よりの夜うちめしをせんとて
取あつかはせあつち用のまゝかりきれ
一門の中ゐれはようすうちうこうあるまゝ
かゝるこの中に況貴殿下もかんにあるを
なるべきそう

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan